

## 所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年9月10日

長崎地方法務局 登記官 檀 英 俊

### 記

意見又は資料の提出先

〒850-8507

長崎市万才町8番16号 長崎地方法務局登記部門

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m <sup>2</sup> )
3103-2021-0001	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷字先小路ノ上168番1	山林	5184
3103-2021-0002	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷字先小路ノ上168番2	山林	1031
3103-2021-0003	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷字先小路ノ上168番3	公衆用道路	85